



耐震診断評定 申請要領

- 目 次 -

| | | |
|------------------------|-------|------|
| § 1 . 耐震診断評定の対象とする建築物等 | ．．．．． | p. 1 |
| § 2 . 耐震診断評定に適用する基準等 | ．．．．． | p. 1 |
| § 3 . 標準的な業務の流れ | ．．．．． | p. 2 |
| § 4 . 変更評定の業務の流れ | ．．．．． | p. 5 |
| § 5 . 留意事項 | ．．．．． | p. 6 |
| § 6 . 提出図書一覧 | ．．．．． | p. 7 |
| § 7 . 申請図書の作成要領 | ．．．．． | p. 8 |
| § 8 . 申請図書（最終版）の作成要領 | ．．．．． | p.11 |

§ 1 . 耐震診断評定の対象とする建築物等

1 - 1 評定業務の区分

評定業務の区分は、次の通りです。

- a . 耐震診断
- b . 耐震改修計画
- c . 耐震診断及び耐震改修計画（総合評定）

1 - 2 対象とする建築物等及び構造種別

(1) 耐震診断評定の対象とする建築物、建築物の部分及び工作物（以下、「建築物等」という。）は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物等とします。ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 高さが 60 メートルを超える建築物等の耐震診断及び耐震改修計画
- ・ 特殊な改修方法を採用している等により、評定が著しく困難であると財団が認める耐震診断及び耐震改修計画

(2) 評定業務の対象とする構造種別は、原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及びこれらの構造を組み合わせた構造とします。

§ 2 . 耐震診断評定に適用する基準等

準拠する耐震診断の方法（耐震診断評定に適用する基準）のうち、標準的なものは以下の通りです。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添）別添第一第二号

平成 18 年国交省告示第 184 号別添第 1 本文ただし書の規定に基づき認定された以下の耐震診断の方法

- ・ 既存鉄骨造建築物の耐震診断指針 / (財)日本建築防災協会
- ・ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 / (財)日本建築防災協会
- ・ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 / (財)日本建築防災協会
- ・ 官庁施設の総合耐震診断基準 / (財)建築保全センター
- ・ 屋内運動場等の耐震性能診断基準 / 文部科学省大臣官房文教施設企画部
- ・ 既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針
/ (財)日本建築防災協会

また、地方公共団体等の補助金制度を利用しようとする場合には、別途、基準がある場合があります。これらの基準の取り扱いにつきましては、個別に対応させていただきます。

§ 3 . 標準的な業務の流れ

事前相談

1) 事前相談は、随時、受け付けております。

事前相談では、以下の事項を明確にしてください。審査内容について事前に確認したい場合等で必要に応じ、内部委員と事前に相談できますので、ご希望がございましたら、「耐震診断評定事前相談等申請書（様式：BTRI-F401）」をご提出ください。

- 建築物等の概要・構造上の特徴等
- 耐震診断基準等
- 耐震改修計画の認定の有無
- 補助金制度の利用の有無
- 建築基準法に基づく確認申請等の有無
- 評定のスケジュール

評定の申請

2) 評定の申請にあたり、以下の申請図書を担当職員に提出してください（提出図書の体裁、目次、部数等については、§6 及び §7 を参照してください）。資料は、申請者をご持参下さるか、宅急便にて送付ください。必要に応じて受領書を交付致しますので、担当職員にお申し出ください。申請図書の提出後に、担当職員より、必要書類の確認、資料内容の確認及び今後の手続きのご説明を致します。

耐震診断評定申請書（様式：BTRI-F402）

申請者は原則として、所有者としてください。

委任状（代理人を定める場合）

申請図書（§6 の「申請時」及び §7 参照）

耐震診断計算書（全出力）（参考資料として1部ご提出ください。）

3) 申請図書に基づき、委員会を経て受け付けるか（委員会受付）、又は、委員会を経ないで受け付けるか（随時受付）を判断します。なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますのでご注意ください。

随時受付の場合

委員会受付の場合

受付委員会の前日

4) 申請時に、委員会受付が必要とされた場合は、受付委員会前日（委員会が月曜日の場合は前週の金曜日）の午前中までに、申請図書を 10部ご提出ください。（申請時の申請図書に変更がない場合は、8部で結構です。申請時に、評定用提出図書の修正が必要となる場合は、対応可能な範囲内で修正してください。）

受付委員会

- 5) 委員会受付が必要とされた場合は、原則として委員会にご出席いただき、申請内容について、概要説明を行っていただきます。説明は4)の申請図書を用い、10分程度でお願い致します。その後、委員の質問にお答え頂く形式で概要審議を行います。
- 委員会における質疑応答記録は、「指摘事項回答書(様式:BTRI-F403)」にまとめてください。
- 受付委員会では、受付の可否、担当委員、部会日程を決定します。

評定手数料の請求

- 6) 評定手数料は、受付後、請求書を送付致しますので、請求書受領の1ヶ月以内、又は、評定終了までに指定の口座にお振り込みください。
- 手数料が振り込まれていない場合、評定書・評定報告書が交付されない事がありますのでご注意ください。

部会

- 7) 部会は、申請者にご出席頂き、申請図書の説明をして頂くとともに担当委員と質疑応答等を行い詳細な検討を行います。部会における質疑応答等は、申請者が指摘事項回答書(様式:BTRI-F403)にまとめてください。
- 受付委員会を要した部会においては、指摘事項回答書(様式:BTRI-F403)及び申請図書の補正・追加図書を、部会当日に3部ご提出ください。指摘事項回答書は、事前にお送りいただければ、担当委員に転送させていただきます。
- 参考資料として、耐震診断計算書(全出力)をご持参ください。(1部)

評定委員会の前日

- 8) 部会での検討終了後、委員会への報告となります。申請図書(申請時の申請図書に対し、委員会及び部会の指示により、補正・追加を行った図書(指摘事項回答書を含む)、\$6及び\$7参照)を委員会前日(委員会が月曜日の場合は前週の金曜日)の午前中までに、10部ご提出ください。

↓

評定委員会

9) 評定委員会では、担当委員が、8)の評定委員会用資料に基づき報告を行います（原則として申請者の出席は必要ありません）。

担当委員の報告を基に検討を行い、「適正」「適正（確認事項有り）」「保留」「適正ではない」の判定を行います。

「適正」：特に問題なく評定終了

「適正（確認事項有り）」：軽微な修正等を確認の上、評定終了

「保留」：再度部会にて継続審査を行う

「適正ではない」：「耐震診断評定をしない旨の通知書」を発行

評定委員会の結果連絡

10) 評定委員会の結果は、翌日までに委員会結果を通知書にてご連絡致します。委員会翌日までに連絡がない場合は、担当職員へお問い合わせください。

「適正」、「適正（確認事項有り）」の場合：

確認事項、確認方法等に関しましては、耐震診断評定終了通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認ください。

「保留」の場合：

評定を打ち切る事が妥当でないと判断されるものは、耐震診断評定保留通知書にてご連絡し、再度部会において審査致します。

保留理由、次回部会日程等は、耐震診断評定保留通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認ください。

「適正ではない」の場合：

後日、ご連絡後、耐震診断評定終了通知書にてご連絡し、評定を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合、又は、評定期間が6ヶ月を超える案件は「耐震診断評定をしない旨の通知書」を発行します（9)の評定委員会終了後、概ね10日後です。出来次第ご連絡致します）。

評定書の交付

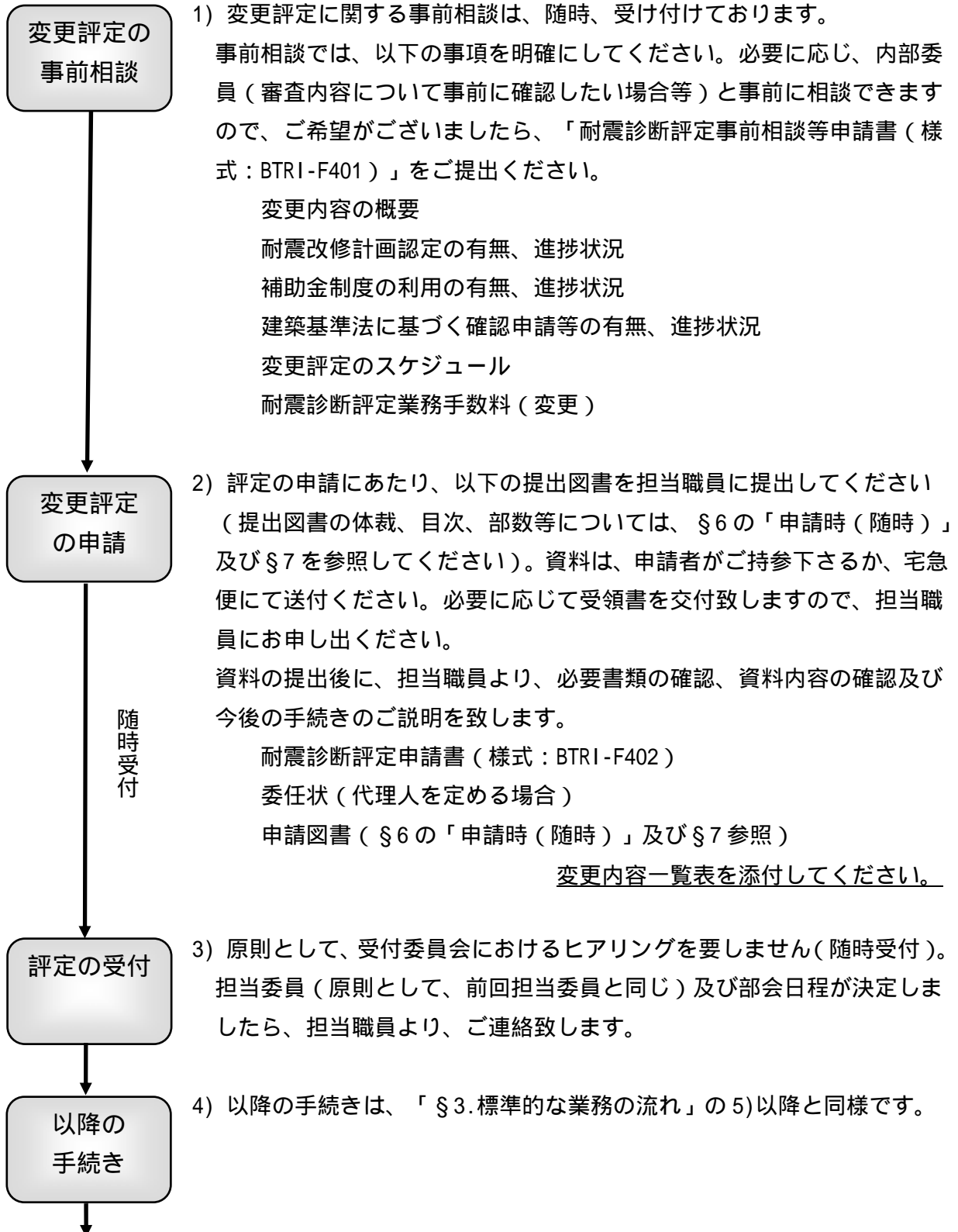
11) 「適正」「適正（確認事項有り）」と判定された案件については、「耐震診断評定書・耐震診断評定報告書」を交付致します。

交付にあたり、「申請図書（最終版）」（§8参照）を2部ご提出ください。1部は、当財団確認印を押印の上、「耐震診断評定書・耐震診断評定報告書」に添えて、返却致します。（お急ぎの場合は事前に担当職員にお申し出ください。）

§ 4 . 変更評定の業務の流れ

変更申請の案件については、施工中であることが想定されます。改修工事の工程に影響を及ぼさず速やかに評定を完了いたします。なお、本取り扱いは、当財団において耐震診断、耐震改修計画、耐震診断及び耐震改修計画の評定を取得した案件に適用します。

(1) 軽微な変更以外の変更



(2) 軽微な変更

軽微な変更は、申請者名、建築物等の名称等で技術的内容に関わらない変更、または、施工計画の都合等による変更をいい、評定報告書は変更せずに、評定書に評定報告書と異なる部分を明記し、発行いたします。

業務の流れについては、別途ご相談ください。

§ 5 . 留意事項

(1) 申請の取下げ及び業務期日の延期について

申請者側の都合により、審査中に申請を取下げる場合は、取下げ理由を明記した「評定申請取下届」を提出していただきます。この場合、手数料は返還できませんので、ご了承ください。

また、業務期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

(2) 評定期間について

評定期間は、引受日から6ヶ月間です。6ヶ月を経過しますと、審査打ち切りとなります(例：平成XX年4月18日に受付されますと、評定期限は平成XX年10月17日となります)。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催の前に評定期限となる場合がありますので、ご注意ください。

(3) 特定行政庁への確認について

検査済証のない案件については、所管行政庁で完了検査実施等の記録を調査してください。完了検査実施等の記録がない場合には、評定を実施しても問題がないかを所管行政庁等へ事前に確認してください。その上で個々の案件毎に受付の可否を委員会において審議いたします。

§ 6 . 提出図書一覧

耐震診断評定の申請から完了までの間に、ご提出いただく資料は下表の通りです。

申請図書の目次・様式等は、§7をご参照ください。

| ご提出期日 | ご提出図書 | 様式等 | 部数 |
|---|---|---------------------|-----|
| 事前相談等 (随時) | 耐震診断評定事前相談等申請書 メール、FAXでお送りいただいても結構です。 | BTRI-F401 | - |
| 申請時(随時) 〔 受付委員会に係る場合は、右記の各図書を受付委員会の1週間前までにご提出ください。 〕 | 耐震診断評定申請書 <u>申請者は原則として、所有者としてください。</u> | BTRI-F402 | 1部 |
| | 委任状 代理人を定める場合には委任状を提出してください。 | 参考様式あり 別様式でも結構です | 1部 |
| | 申請図書 | §7参照 | 2部 |
| 受付委員会 の前営業日 の午前中 | 申請図書 申請時の申請図書に変更がない場合は、8部で結構です。(うち2部は、表紙、背表紙に7-1(2)の記載をせず提出ください。) 受付委員会を開催しない場合は、不要です。 | §7参照 | 10部 |
| 部会当日 | 指摘事項回答書 第1回部会においては、受付委員会の指摘事項回答書をご提出ください。 第2回部会以降においては、前回部会の指摘事項回答書をご提出ください。 参考資料として、耐震診断計算書(全出力)をご持参ください。(1部) | BTRI-F403 | 3部 |
| | 申請図書の補正・追加図書 | - | 3部 |
| 評定委員会 の前営業日 の午前中 | 申請図書(評定委員会用) 申請時の申請図書に対し、委員会及び部会の指示により、補正・追加を行った図書(指摘事項回答書を含む)。 | §7参照 | 10部 |
| 評定委員会 の終了後 | 申請図書(最終版) 1部は、確認印を押印し、お返し致します。 | §8参照 | 2部 |

軽微な変更の申請においては、評定取得時から変更となる部分の図書(変更部分は明確にしてください。)を申請時にご提出ください。提出部数は、3部となります。

§ 7 . 申請図書の作成要領

7 - 1 申請図書の体裁

(1) 申請図書は、A 4 判の差し替え可能なファイルとしてください (両面印刷可) 。

図面等で、A 3 判になるものは、折り込んでください。

(2) 表紙及び背表紙には、以下の事項を記載してください。

建築物等の名称

評定業務の区分 (耐震診断、耐震改修計画、又は、耐震診断及び耐震改修計画)

申請年月日

申請者名 (会社名)

診断者名 (会社名)

7 - 2 申請図書の目次

以下は、申請図書の目次例 (構成例) ですので、参考としてください。以下の目次 (構成) は必須ではございませんが、各項目は検討し申請図書に明示してください。

| 申請図書の目次例 | |
|--|---|
| 0 . 耐震診断評定申請書等 | |
| (1) 耐震診断評定申請書 (写し) | |
| (2) 建築物等概要、建築物等調査結果概要及び材料強度概要、耐震診断指標、解析方法、診断結果、耐震補強概要 | |
| 別表 (耐震診断の概要 (RC 造)) | 左記別表につきましては、担当職員にご連絡 いただければ、E-mail にて様式データを送信 させていただきます。 耐震診断及び耐震改修計画 (総合評定) の申請時には、 「別表 (耐震改修計画の概要) 」をご使用ください。 |
| 別表 (耐震診断の概要 (S 造)) | |
| 別表 (耐震改修計画の概要 (RC 造)) | |
| 別表 (耐震改修計画の概要 (S 造)) | |
| 1 . 建築物等概要 (図面) | |
| 1-1 外観・内観写真 | |
| カラー。特徴的な箇所がわかるような写真としてください。 | |
| 1-2 案内図・配置図 | |
| 1-3 意匠図 | |
| 1-3-1 意匠図 (既存) | |
| 各階平面図、立面図、断面図等 | |
| 1-3-2 意匠図 (補強後) | |
| 各階平面図、立面図、断面図等 (補強箇所・補強内容の記入。) | |
| 1-4 構造図 | |
| 1-4-1 構造図 (既存) | |
| 地盤概要、基礎伏図、各階伏図、軸組図、断面リスト (柱・壁・梁・基礎)、詳細図等 | |
| 1-4-2 構造図 (補強後) | |
| 地盤概要、基礎伏図、各階伏図、軸組図、断面リスト (柱・壁・梁・基礎)、詳細図等 (補強箇所・補強内容も記入。) | |
| 1-5 その他 | |
| 診断及び補強に必要な図面 | |

2. 建築物等調査結果概要

2-1 診断建築物等調査結果及び細部写真

カラー、内観・外観写真等。特徴的な箇所がわかるような写真としてください。

2-2 鉄筋コンクリート部材等調査結果

躯体寸法、コンクリート強度、コンクリート中性化深さ、鉄筋腐食状況等

2-3 鉄骨部材調査結果

鉄骨の寸法、柱脚部・接合部（ボルト接合部・溶接部（UT検査）等）、アンカーボルト、腐食状況等）

2-4 非構造部材等調査結果（調査していない場合は、その理由を明記してください。）

コンクリートブロック帳壁、屋上煙突、高架水槽、広告塔、クーリングタワー、屋外階段等

2-5 その他

基礎の調査結果、躯体ひび割れ調査結果、建築物等不同沈下調査結果等

2-6 調査結果の考察

設計図書との整合性、施工不良の有無など耐力上影響のある項目等

3. 耐震診断指標及び解析方法

3-1 耐震診断指標

材料強度（診断の計算に採用した数値）、コンクリート強度（調査結果に基づいて建築物等調査結果概要に記載したコンクリート強度との関係についても記載）、建築物等重量（総重量を延べ面積で割った数値。必要に応じて、階別の数値に関する資料を添付。）

3-2 準拠基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指針

既存鉄骨造建築物の耐震診断指針

既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準

既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準

官庁施設の総合耐震診断基準

屋内運動場等の耐震性能診断基準

既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針

その他（その他、遵守した基規準、マニュアル及び指針等を記載してください。）

4. 耐震診断（既存）

4-1 耐震診断方針（既存）

材料強度及び荷重を採用した数値、（鉄骨造の場合）接合部の強度として採用した数値等、平面形状等に応じて採用したゾーニングの方法、外力分布、部材の剛性、袖壁・雑壁の耐力の採否等々の考え方、その他診断において前提とした内容等。（各考え方における現地調査にて見つかった設計図書との不整合、施工不良個所の扱いについても説明してください。）

4-2 現状（既存）の各方向の主な架構の耐震性能算定

E_0 、 S_D （ F_{es} ）、 T 、 q （ $C_T \cdot S_D$ ）、 $I_s(K)$ 値等の決定（ I_s 値が決定される過程を示した資料）、 $C_T \cdot F$ グラフ、破壊モード図、下階壁抜け柱の検討、第2種構造要素の検討結果等

4-3 現状（既存）の診断結果の考察

建築物等の特徴、現地調査結果の内容、既存建築物等の耐震性能及び I_s 値の決定要因等。

現状診断結果の考察を簡潔に記載。

4-4 その他の検討

片持ち梁・片持ちスラブの検討、塔屋の検討、非構造部材の検討等

| |
|---|
| <p>5 . 耐震補強</p> <p>5-1 補強方針 現状の診断結果により、改修が必要な場合、改修計画の診断方針（補強後）、補強方法及び位置等を記述。</p> <p>5-2 補強後の各方向の主な架構の耐震性能算定 E_0、S_0 (F_{es})、T、q ($C_T \cdot S_0$)、I_s (K) 値等の決定（I_s 値が決定される過程を示した資料）、$C_T \cdot F$ グラフ、破壊モード図、下階壁抜け柱の検討、第2種構造要素の検討結果等</p> <p>5-3 補強後の診断結果の考察 補強・改修が必要とされた内容に対応し、具体的な補強内容を記述し、耐震性能判定指標を上回っていることを記述。やむを得ず改修ができない部分（Exp.Jの間隔など）がある場合は、大地震時における影響を記述。</p> <p>5-4 その他の検討（補強に伴う検討のみで結構です） 片持ち梁・片持ちスラブの検討、塔屋の検討、非構造部材の検討、補強部材の計算等 補強前、補強後の $C_T \cdot F$ グラフを対比（又は重ね併せ）した書類</p> |
| <p>6 . 改修方法要領</p> <p>6-1 補強方法要領図 全ての補強方法、補強箇所を伏図、軸組図を記載し、詳細図を追記。（実施設計図に相当する内容。）</p> <p>6-2 既存部材撤去図(撤去部材が判別できない場合等、必要に応じて作成してください。) 撤去する部材（庇、パラペット、階段等）を伏図及び軸組図に記載。</p> |
| <p>7 . 耐震診断計算書（抜粋）</p> |
| <p>8 . 補足資料</p> <p>8-1 技術評価書等 日本建築防災協会の評価書等</p> <p>8-2 評定書及び評定報告書等 過去に耐震診断評定を受けた場合等</p> <p>8-3 その他</p> |
| <p>9 . 指摘事項回答書</p> <p>9-1 委員会における指摘事項回答書</p> <p>9-2 部会における指摘事項回答書</p> |

§ 8 . 申請図書（最終版）の作成要領

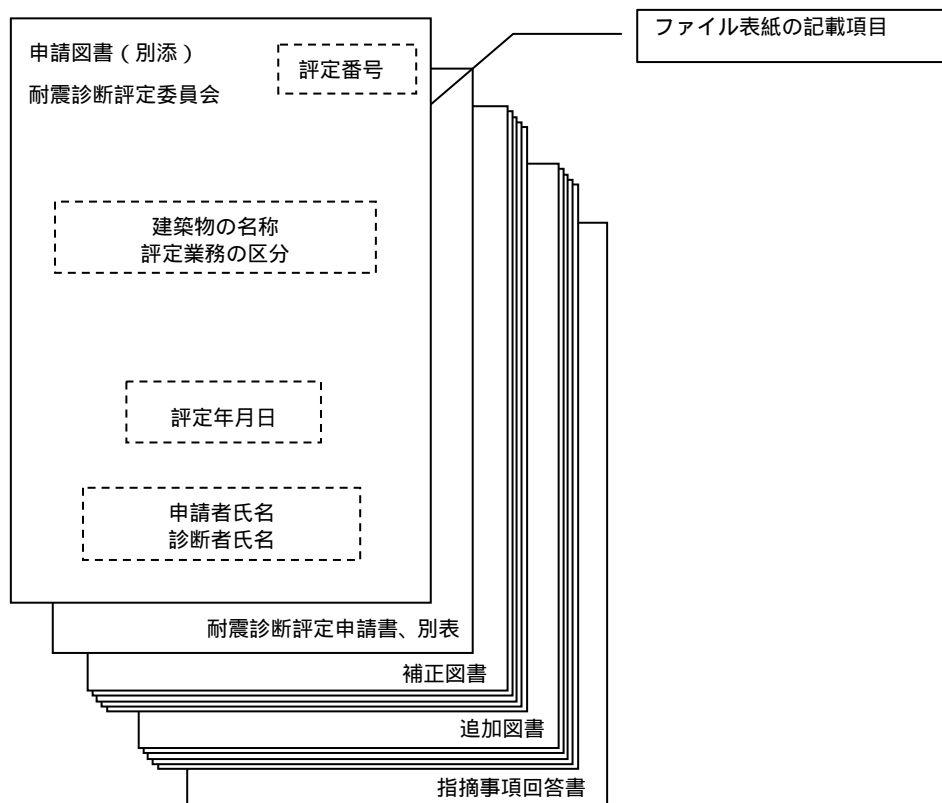
8 - 1 申請図書（最終版）の体裁

申請図書（最終版）は、A 4 判のファイルに綴じてご提出ください。（両面印刷可、青焼き不可）。図面等で、A 3 判になるものは、折り込んでください。

8 - 2 申請図書（最終版）の目次

申請図書（最終版）は、申請時の申請図書に対し、以下の補正・追加を行った図書となります。

耐震診断評定申請書（承諾印が押印してあるものの写し）、別表
委員会及び部会の指示により、申請時の申請図書を補正した図書
委員会及び部会の指示により、追加検討された図書
委員会及び部会における指摘事項回答書



8 - 3 必要部数：2部

報告委員会の終了後、概ね1週間以内に事務局までご提出ください。

1部は、確認印を押印し、申請図書（最終版）のデータを保存したCD-ROM等を添えてお返し致します。

平成 23 年 11 月 7 日改訂

耐震診断評価手数料

1. 新規申請の場合の評価手数料（税込み）

【表 1】に掲げる額を基本とします。【表 2】又は【表 3】に該当する場合は、それぞれ加算又は割引をいたします。また、2. に該当することとなった場合、評価手数料とは別に、記載の手数料を請求させていただきます。

【表 1】基本額

| 申請建築物等の延べ面積 | 評価の区分 耐震診断の評価 | 耐震改修計画の 評価 | 耐震診断及び耐震 改修計画の評価 |
|--|------------------|----------------|---------------------|
| 500 m ² 以下 | 189,000 円 | 283,500 円 | 378,000 円 |
| 500 m ² を超え 2,000 m ² 以下 | 252,000 円 | 336,000 円 | 451,500 円 |
| 2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下 | 315,000 円 | 420,000 円 | 567,000 円 |
| 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下 | 420,000 円 | 567,000 円 | 756,000 円 |
| 10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下 | 525,000 円 | 703,500 円 | 945,000 円 |
| 20,000 m ² を超えるもの | 別途見積もり額 (A) | 別途見積もり額 (B) | (A+B) × 0.8 |

【表 2】加算額

| | |
|-----------------------------------|------------------------|
| (1) 第 3 次診断等を用いて診断される場合 | 【表 1】の 2 割相当額を加算 |
| (2) 高度な検証法（時刻歴応答解析等）を用いて診断されている場合 | 【表 1】の金額に 525,000 円を加算 |
| (3) 特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合 | 別途算定 |
| (4) 構造形式が複雑な場合 | |

【表 3】割引額

| | |
|--|--|
| 申請者が次の各号のすべてに該当する複数の建築物等を同時に申請する場合。 (1) 同一の設計による建築物等であること。 (2) 同一の診断者であること。 (3) 同一の耐震診断又は耐震改修計画であること。 | 二棟目以降の手数料をについて、【表 1】及び【表 2】により算出された額の半額とします。 |
|--|--|

2. 現地調査手数料等（税込み）

審査段階（変更申請を含む）で次に該当することとなった場合、評価手数料とは別に、記載の手数料を請求させていただきます。

| | |
|----------------------------------|-----------------------|
| (1) 審査上必要が生じ、現地調査を行った場合 | 現地調査手数料(財団が現地調査に要した額) |
| (2) 申請者の申出により 6 ヶ月間の業務期間が延長された場合 | 別途算定 |

3. 評定後の変更手数料（税込み）

既に交付された評定書、評定報告書、申請書又は申請図書の記載事項の一部を変更する場合の手数料です。原則として、下表の手数料を基本とします。

なお、耐震改修計画の抜本的見直しを行う場合は、新規案件として取り扱います。

| 変更の区分 | 変更の内容等 | 手数料 |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 軽微な変更 | 申請者名、建築物等の名称等で技術的内容に関わらない変更 | 31,500 円 |
| | 施工計画の都合等による変更で、上記以外の軽微な変更 | 63,000 円 |
| (2) 「軽微な変更」以外の変更 | 部会、委員会審査にて、検討を要する変更 | 「1.新規申請の場合の評定手数料」で算出される額の4割 |
| | 改修工法及び診断方法等の基本的事項の変更 | 「1.新規申請の場合の評定手数料」で算出される額 |

4. 評定書等の再交付を行う場合の手数料（税込み）：10,500 円

一般財団法人日本建築センター耐震診断評定業務規程第 18 条（評定結果の公表）
に関する公表について
評定完了報告一覧への掲載のお願い

公表方法

BCJ では、評定の審査が完了した案件の概要（下表）を機関誌「ビルディングレター」及びホームページに掲載させていただいております。

なお、完了報告はお客様に許諾をいただいた上で掲載することとしておりますので、お手数ですが申請書の「評定完了後のビルディングレター及び BCJ ホームページへの完了報告一覧への掲載許諾」欄にご記入をお願い致します。

また、これとは別に、より詳細な評定内容を「評定シート」としてとりまとめ、「ビルディングレター」及びホームページに掲載させていただくことも予定しております。その場合におきましては、あらためて情報事業部より関連資料を申請書に記載された連絡担当者様宛に送付し、掲載の依頼をさせていただきますので、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

公表事項

| 評定の区分 | 公表内容 |
|-----------------|-------------------------------|
| 耐震診断の評定 | 評定番号、評定完了年月日、建築物等の名称、建築物等の所在地 |
| 耐震改修計画の評定 | 評定番号、評定完了年月日、建築物等の名称、建築物等の所在地 |
| 耐震診断及び耐震改修計画の評定 | 評定番号、評定完了年月日、建築物等の名称、建築物等の所在地 |



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

ご連絡先

ご質問、ご連絡は下記まで電話、FAX
または電子メールでお尋ねください

一般財団法人 日本建築センター
認証部認証課

TEL **03-5283 - 0468**

FAX 03-5281 - 2824

E-mail ninsyo@bcj.or.jp

〒101-8986

東京都千代田区神田錦町 1-9 東京天理ビル